第１回　ストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会
議事概要

１　開催日時

令和８年 10 月 19 日（月）午後５時 00 分から午後７時 15 分まで

２　開催場所

中央合同庁舎２号館第７・８会議室

３　出席者

(1)　有識者委員

太田　　達也　　慶應義塾大学法学部教授
大橋 真由美　　上智大学法学部教授
久我　　弘典　　国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター認知行動療法センター長
柴田　　建　　逗子ストーカー事件御遺族・ストーカー対策研究会議元共同代表
曽我部 真裕　　京都大学大学院法学研究科教授
番　　敦子　　諏訪坂法律事務所　弁護士
星　　周一郎　　東京都立大学法学部教授

(2)　ゲストスピーカー

原田　　隆之　　筑波大学人間系教授

(3)　警察庁

山田　　好孝　　生活安全局長
服部　　準　　長官官房審議官（生活安全局担当）
神原　　悠介　　生活安全局人身安全・少年課長

(4)　オブザーバー

法務省刑事局　局付
法務省保護局　局付
法務省保護局観察課　専門官
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室　心の健康づくり対策官
最高裁判所事務総局刑事局第一課長
最高裁判所事務総局行政局第二課長

４　議事概要

(1)　警察庁生活安全局長挨拶

山田生活安全局長から開会の挨拶があった。

(2)　構成員紹介

事務局から構成員の紹介が行われた。

(3)　座長選出

太田委員が座長に選出された。

(4)　警察庁説明

事務局からストーカー対策の現状と課題について説明があった。

(5) 自由討議

治療・カウンセリングの義務付けの必要性・許容性及び義務付けの内容について検討することとされたところ、有識者委員からの主な意見は以下のとおりであった。

ア 治療・カウンセリングの義務付けの必要性・許容性について

(ｱ) 治療を本人の同意なく義務付けることの妥当性

○ 「治療」というのは、医師等が行う医療行為であり、精神疾患がある者に対しての治療行為はこれに該当するところ、「治療」を義務付けることについては、インフォームドコンセントの観点から難しいのではないか。

○ 日本では、精神疾患のない者に精神科治療を強制することはできない。また、精神疾患がある場合でも、本人の意思に反する医療は原則として認められず、例外的に実施する場合には厳格な法的要件を満たす必要がある。

○ ストーカー行為自体は精神疾患の診断名ではない。精神疾患がストーカー行為に関与している場合には、その評価と治療が必要になるが、全てのストーカー加害者に精神科での治療が必要というわけではない。精神疾患の治療と、再加害防止のための行動変容を目的とした働き掛けとは分けて考える必要がある。

(ｲ) 心理師等実務家によるカウンセリング等を本人の同意なく義務付けることの妥当性

○ 「カウンセリング」には精神科医又は精神科医の指導の下で心理師等が行うものもあれば、医師ではない者が行う、医療行為に当たらない認知行動療法のような心理療法等もあるところ、ここで検討すべきは後者のものであると認識している。また、心理療法の手法に基づいたプログラムについても検討すべきである。

○ 「カウンセリング」というと、お悩み相談のようなある程度自由度の高いものが想定されるが、性犯罪者に対する実務では、「カウンセリング」ではなく、構造化された心理療法のプログラムを実施している。「カウンセリング」の義務付けというより、義務化すべきは構造化された心理療法プログラムである。

○ 加害者に対して何らかのプログラムを義務付けた場合、再犯が減る可能性はあると考えており、一定の加害者にプログラムを義務付けることは、被害者にとっても良いことだと思う。他方、動機付けがなされていない人に対してプログラムを実施しても、果たして効果があるのかは疑問である。ＤＶ等の分野での経験から、加害者プログラムについては、自分から意欲的に取り組む者や、素直に受講する者は更生ができると思うが、そうでない者に対してはどのようにアプローチするのかについて検討が必要である。

○ 勧奨により任意でカウンセリングを受けている人は、比較的問題が少な

い者であり、本来受けるべき者は受けていないという課題がある。プログラムの義務付けといっても無理矢理行うわけではなく、最初は本人からじっくり話を聞き、動機付けを図った上で、プログラムに入っていくというものであろう。最近では動機付け面接といった手法もあるので、それを含めたプログラムであるべきである。

○　プログラムに参加しても話を聞き流すだけでは行動変容にはつながらない可能性もある。他方で、最初から十分な改善意欲がある人だけを対象にするのも現実的ではない。重要なのは行動変容につなげることであるから、動機付けを高めることについて、プログラムの初期の課題に位置付ける必要がある。加害行為のことだけでなく、まずは困っていることが何なのか（家族関係、生活の変化、失職等）といった悩みを聞くことで、本人が話をできる状況を作り、動機付けを高めるという手法が考えられる。

○　動機付けに関連して、社会的包摂の観点も重要である。逗子ストーカー殺人事件は、加害者が失職し、自室に閉じこもったことにより、社会から隔離されてしまったことも犯行に至った要因だと考えている。

○　ストーカーを社会的に孤立させることが問題なのである。ストーカーが一人で相手に対する妄想を抱いて悶々とし、恨みを募らせている状態から解放して、機会を作って話を聞くということが重要である。社会的孤立を防ぐという点からも、一定の義務付けが必要である。

○　プログラムの義務付けは、行動変容に向けた介入の入口として位置付けることが考えられる。このプログラムだけで十分な効果が得られない場合も想定されるため、受講を通じて本人の課題やリスクを把握し、必要に応じて、プログラムの実施中又は終了後に、医療機関や心理職等による継続的な支援や治療につなぐ仕組みを整備することが重要である。

○　今回検討する義務付けと憲法との関係を見ると、義務付けを検討しているプログラムは、思想や信念を変えるものではなく認知の歪みを修正するものであるため、思想・良心の自由を直接制約するものではないと考える。

イ　義務付けの内容について

(ｱ)　回数、内容

○　認知行動療法は、その人がどのような状況で何を考え、どう感じ、どのような行動を取り、その結果どうなるのかを整理する。その上で、問題となるような行動をどうしたら繰り返さずに済むのかという具体的な対処法を一緒に考え、練習していくものである。例えば、被害者に接触したくなるような状況や思考を整理し、どのように気持ちを落ち着かせるのかを一緒に検討し、次に同じ状況になったときにどのように対処するのか、という具体的な再加害防止計画を作成する。

○　性犯罪者の場合は、認知行動療法によって再犯が抑えられるという有意な効果が学術論文によって示されている。また、動機付け面接という手法を用いて認知行動療法を行うことが本人の動機付けを高める上で有効で

ある。

○　認知行動療法の手法を用いた既存の性犯罪のプログラムも参考にできる点は多くあり、行動に至る過程の振り返り、加害行為を正当化する考えの見直し、感情への対処方法、再加害防止計画の作成等は共通している。一方、ストーカーの場合は復縁に対する期待、拒絶に対する怒りや報復、特別な関係にあるといった考え等を持つ者が多いため、性犯罪の加害者とは行為の背景が異なる部分がある。性犯罪の加害者に対するプログラムを参考にしながら、内容を調整する必要がある。

○　一例として、法務省の地域ガイドラインにおいて、性犯罪をした者を対象に地方公共団体が活用できるものとして示されている、認知行動療法に基づく構造化された全５回のプログラム（ＳＴＥＰｓ－Ｒ）は非常に参考になる。

○　認知行動療法又はそのアプローチを用いた構造化された心理介入については、海外においてストーカー行為の再加害を減らす可能性を示唆する報告がある。一方で、研究数や研究方法には限界があり、具体的にどういったプログラムを義務付けるべきかについては今後更なる検討が必要である。

(ｲ)　実施主体、委託先

○　公認心理師は全国で７万人程度いるが、必ずしも認知行動療法を専門にしている者が多いわけではない。

○　日本公認心理師協会は現在 41 都道府県に連携団体が存在しているが、残りの６府県については未登録である。また、連携団体は支部ではないため、日本公認心理師協会からの指示に従って動く団体というわけではない。

○　認知行動療法は、専門的な心理師等の資格を持った者のみならず、刑務所や保護観察所、自治体でも研修を受けた者が実施していると認識している。

○　ＳＴＥＰｓ－Ｒは、保護観察所の性犯罪再犯防止プログラムの教材を地方公共団体向けに改訂したものであり、心理職に限らず地方公共団体の職員が実施することも想定されている。このことを踏まえれば、今回義務付けることが想定されるプログラムを警察職員が担うことは考えられるが、職員の研修やトレーニングは、しっかりと行う必要がある。

○　実施に当たっては、マニュアルを単に配布するだけでは不十分であり、実際のプログラムを想定したトレーニングに加え、専門家に相談したり、継続的なスーパービジョンを受けたりできる体制が必要である。また、精神医学的評価や専門的支援が必要な場合に、医療機関等につなぐ連携体制も重要である。

○　警察には、例えば、不良行為少年に対する指導・助言や、被害少年に対する継続的な支援等を行う少年サポートセンターの職員等で、心理職の方も在籍していると認識している。

㈢　義務付けの対象者

○　禁止命令等が発出された段階で、危険性のある者を対象とするのが良いのではないか。

○　被害者保護の観点からは、義務付けの対象者は広くあるべきだが、他方で対象を過度に広くすれば、必要のない者にまで義務付けることになるおそれもある。

○　令和７年の禁止命令等の発出件数は約3,000件となっており、禁止命令等を受けた者全員を義務付けの対象者とすると、実施主体や実施場所の確保といった点で課題がある。一定程度リスクの高い者を対象者として絞り込むべきである。

○　ストーカー行為の態様は非常に幅広く、つきまといだけを繰り返す者もいれば、暴力的な行為に発展する者もいる。「禁止命令等をかけられた者」等という括りではなく、行為の質的な内容を見るというのも一案ではないか。

○　義務付けるプログラムの内容と義務付けの範囲及びプロセスはリンクすると思う。インテンシブに実施する必要があるのであれば、対象者は禁止命令等に違反した者や、禁止命令等違反で有罪判決を受けた者に絞るべきであり、逆に、数回のプログラムでも効果があるのであれば、禁止命令等を受けた者全員や、禁止命令等を受けた者の中から再発のリスクのある者をスクリーニングするといったことも考えられる。

○　ストーカーにも様々なパターンがあり、本当に危険な人もいるので、危険性のチェックは行うべきだと思うが、現実的に禁止命令等を受けた者全員を対象にこれを行うのは難しいのではないか。禁止命令等に違反した者等、一定の線を引いて対象者を絞るべきではないか。

以　上